

**令和6年度秋田県一般競争入札参加資格審査  
申請の手引**

令和6年度に秋田県が発注する測量、設計及び調査の業務（以下「建設コンサルタント業務等」という。）のうち地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札（以下「特定調達契約に係る一般競争入札」という。）に参加する者は、次の要領により申請してください。

**1 資格審査を行う建設コンサルタント業務等の部門の種類**

業務の種類	部門の種類	
測量業務	測量一般 航空測量	地図の調製
土木関係建設 コンサルタント業務	河川、砂防及び海岸・海洋 電力土木 鉄道 下水道 森林土木 廃棄物 都市計画及び地方計画 土質及び基礎 トンネル 建設環境 電気電子	港湾及び空港 道路 上水道及び工業用水道 農業土木 水産土木 造園 地質 鋼構造及びコンクリート 施工計画、施工設備及び積算 機械
建築関係建設 コンサルタント業務	建築一般 建築設備	建築構造
補償コンサルタント業務	土地調査 物件 営業補償・特殊補償 補償関連	土地評価 機械工作物 事業損失 総合補償
地質調査業務	地質調査	
環境調査業務	騒音調査 大気調査 電波調査 土壌調査	振動調査 日照調査 水質調査

**2 特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格**

資格審査の申請をする日（以下「申請日」という。）において、次の要件を満たすこと。

- (1) 測量業務に係る部門

- ① 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条第 1 項の規定による登録を受けていること。
  - ② 測量士又は測量士補を 3 名以上（うち測量士を 2 名以上）有していること。
  - ③ 申請日の属する営業年度の直前 2 営業年度内において、測量業務に係るいずれかの部門について実績高があること。
- (2) 土木関係建設コンサルタント業務に係る部門
- ① 認定を受けようとする部門（以下「申請部門」という。）について、建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第 2 条第 1 項の規定による登録を受けていること。
  - ② 申請日の属する営業年度の直前 2 営業年度内において、申請部門について実績高があること。
- (3) 建築関係建設コンサルタント業務に係る部門
- ① 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による登録を受けていること。
  - ② 申請日の属する営業年度の直前 2 営業年度内において、建築関係建設コンサルタント業務に係るいずれかの部門について実績高があること。
- (4) 補償コンサルタント業務に係る部門
- ① 申請部門について補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年建設省告示第 1341 号）第 2 条第 1 項の規定による登録を受けていること。
  - ② 申請日の属する営業年度の直前 2 営業年度内において、申請部門について実績高があること。
- (5) 地質調査業務に係る部門
- ① 地質調査業者登録規程（昭和 52 年建設省告示第 718 号）第 2 条第 1 項の規定による登録を受けていること。
  - ② 申請日の属する営業年度の直前 2 営業年度内において、実績高があること。
- (6) 環境調査業務に係る部門
- ① **騒音、振動、大気又は水質調査部門を希望する場合**、申請部門について計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 107 条の規定による登録を受けていること。
  - ② 申請日の属する営業年度の直前 2 営業年度内において、申請部門について実績高があること。

### 3 資格審査の申請方法

資格審査を受けようとする者（4(2)に該当する者を除く。）は、次により申請すること。

(1) 申請に必要な書類

ア 共通の申請書類

提出書類	
1	秋田県一般競争入札参加資格審査申請書（様式 1）（以下「申請書」という。）
2	営業所一覧表（様式 2）

3	技術者経歴書（様式3）
4	測量等実績調書（様式4）
5	営業経歴書（様式5）
6	（法人のみ） 登記事項証明書（写し可） ※ 申請日前おおむね3か月以内に発行されたもの
7	（法人） 申請日の属する営業年度の直前2年の営業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表 （個人） 申請日の属する営業年度の直前2事業年度における貸借対照表及び損益計算書
8	（県外業者で、支店長等に入札・契約権限を委任する場合） 委任状

イ 申請部門別の申請書類

アの書類に加え、申請部門に係る次の書類を提出すること。

提出書類	
<b>I 測量業務に係る部門</b>	
1	測量業者登録通知書の写し
2	申請日の属する営業年度の直前の2営業年度における測量法第55条の8第1項の規定により提出した書類の写し
3	営業所の登録状況を確認することができる登録申請書、変更登録申請書等の写し
<b>II 土木関係建設コンサルタント業務に係る部門</b>	
1	建設コンサルタント登録（更新）通知書の写し
2	申請日の属する営業年度の直前の2営業年度における建設コンサルタント登録規程第7条第1項の規定により提出した現況報告書（国土交通省の確認を受けたものに限る。）の写し
3	直近の現況報告書の内容から営業所の状況に移動があった場合、建設コンサルタント規程上の営業所の登録状況が確認できる変更届出書等の写し
<b>III 建築関係建設コンサルタント業務に係る部門</b>	
1	建築士事務所登録証明書の写し ※ 登録証明書は申請日前おおむね3か月以内に発行されたものに限りません。
2	<b>【受任先を設定する場合】</b> 受任先とする営業所に係る建築士事務所登録証明書の写し ※ 申請日前おおむね3か月以内に発行されたもの
<b>IV 補償コンサルタント業務に係る部門</b>	
1	補償コンサルタント登録（更新）通知書の写し

2	申請日の属する営業年度の直前の2営業年度における補償コンサルタント登録規程第7条第1項の規定により提出した現況報告書(国土交通省の確認を受けたものに限る。)の写し
3	直近の現況報告書の内容から営業所の状況に移動があった場合、補償コンサルタント規程上の営業所の登録状況が確認できる変更届出書等の写し
<b>V 地質調査業務に係る部門</b>	
1	地質調査業者登録(更新)通知書の写し
2	申請日の属する営業年度の直前の2営業年度における地質調査業者登録規程第7条第1項の規定により提出した現況報告書(国土交通省の確認を受けたものに限る。)の写し
3	直近の現況報告書の内容から営業所の状況に移動があった場合、地質調査業者登録規程上の営業所の登録状況が確認できる変更届出書等の写し
<b>VI 環境調査業務に係る部門</b>	
1	<b>【騒音、振動、大気又は水質調査部門を希望する場合】</b> 計量証明事業者登録証明書の写し又は登録簿謄本の写し ※ 申請日前おおむね3か月以内に発行されたもの
2	<b>【騒音、振動、大気又は水質調査部門を希望し、かつ、受任先を設定する場合】</b> 受任先とする営業所に係る計量証明事業者登録証明書の写し又は登録簿謄本の写し ※ 申請日前おおむね3か月以内に発行されたもの

- (2) 申請書類の作成に使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (3) 申請書用紙の交付場所及び問合せ先  
郵便番号 010-8570 秋田市山王四丁目1番1号  
秋田県建設部建設政策課建設業チーム(電話番号 018-860-2425)  
郵送による申請書用紙の交付を希望する者は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量150グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて申し込むこと。
- (4) 申請書類の受付期間  
秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日を除き、随時受け付ける。
- (5) 申請書類の提出方法  
(3)に記載された場所に持参すること。
- (6) その他  
資格審査の公正を図るため、(1)に掲げる書類以外の書類の提出を求めることがある。

#### 4 資格者の決定等

- (1) 資格審査の結果、特定調達契約に係る一般競争入札に参加する資格を有する者(以下

「資格者」という。)を決定したときは、その旨を申請者に通知するとともに、秋田県一般競争入札参加資格者名簿に登載するものとする。

- (2) 令和6年度秋田県建設コンサルタント業務等入札参加資格者名簿に登載されている者は、資格者とみなし、秋田県一般競争入札参加資格者名簿に登載するものとする。

## 5 資格の有効期間等

令和7年3月31日

## 6 資格者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、決定を取り消し、その旨を通知する。

- (1) 虚偽の申請又は不正な方法により資格審査を受けたとき。  
(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当すると認められるとき。

## 7 申請事項の変更届

資格者は、申請書等の記載事項に変更が生じたときは、速やかに別に定める変更届を提出すること。